

国民経済計算部会の審議状況について（報告）

1 部会の開催状況等

国民経済計算の作成基準の変更に係る部会審議は5回程度の開催を予定しており、これまで2回（平成26年10月1日、10月17日）開催し、次回は、平成26年11月26日に部会の開催を予定している。

なお、第1回目の審議状況は、前回（第80回）統計委員会で御報告済み。

2 部会における主な審議の状況

第2回目の部会では、「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について」を議題として、審議が行われた。審議の主な状況については以下のとおり。

(1) 国民経済計算の次回基準改定と2008SNAについて

事務局から、「研究開発（R&D）の資本化」について説明が行われた。それに対し、委員等から主な意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

- ・ 四半期別GDP速報（QE）における本事項への対応方法の方針如何。
⇒事務局から、基礎統計となる科学技術研究統計（SRD）は年次調査であり四半期情報はとれないので、財務諸表情報の活用等も含めて、次回基準改定作業の中で引き続き検討していく旨、回答。
- ・ R&Dを伴わない広義のイノベーションについて、将来的に考慮するのか。
⇒事務局から、R&D以外の無形資産については、国際的にも継続して議論されているが、まだ国際基準にはなっていないところ、議論の進展を踏まえつつ、今後必要に応じて検討していくこととなる旨、回答。
- ・ 特許実体がR&Dに含まれることに伴い、特許等サービスという形で財産所得でなくサービスの受払いに位置付けることにより、特許等サービスを、いわばR&D投資の利回りと捉えることができるのか。
⇒事務局から、R&D資産の中には特許化されていないものがあるなど、特許等サービス=R&Dの利回りとは言い難い面があると考えられる旨を回答。

その後、「兵器システムの資本化」及び「非金融資産分類の拡充・細分化」について、事務局から説明が行われた。委員等からの主な意見・質問は以下のとおり。事務局案に対して反対意見は特になく、事務局案につき部会として了承された。

【兵器システムの資本化】

- ・ 防衛装備品をストックとして記録するという事は、当該財が何らかの厚生をもたらしていると考えべきだが、兵器システムの資本化の場合、国家の防衛という形で厚生に資するものと捉えているということなのか。ま

た、その固定資本減耗については、どのように記録するのか。

⇒事務局から、委員御指摘のとおり、2008 SNA マニュアルでも、兵器システムは政府の防衛サービスという公共財を継続的に提供することから固定資産として捉えられていると考えられる旨、また、固定資本減耗については、定率法の下、平均使用年数をどう設定するかについて防衛省にヒアリングしつつ今後具体的に検討していく旨、回答。

【非金融資産分類の拡充・細分化】

- ・「育成資産」については、「育成生物資源」に変更され、果樹・乳用牛などが対象となるとのことだが、「育成生物資源の仕掛品」の肉用牛等との対象範囲の関係をどう考えたらよいのか、また、QEについても影響が出るのではないか。
⇒事務局から、基本的には、複数回生産物を生む動植物は固定資産としての育成生物資源、一回限り生産物を生む動植物だと在庫（仕掛品）としての育成生物資源となる。また、次回基準改定においては、表章の在り方（名称変更、内訳の表章）を変えるのみで、扱いや対象範囲自体を現行から変える予定はないので、QE等への影響は特段ない旨、回答。
- ・国有林については、平成 17 年基準改定で非生産資産扱いとなり、国有林野事業は政府サービスとなったが、国有林野事業の属する産業が林産物を産出するという扱いにすることも長期的な課題である。また「非育成生物資源」というと人間が管理していないことになるので誤解が生じるかもしれない。
⇒御指摘の点は長期的な課題として検討していく旨、また非育成生物資源の位置付けについてはユーザーへの説明を丁寧にしていく旨、回答。

以上

SNA 部会の開催予定と審議事項

回数	開催時期	主な審議事項
第 13 回 (開催済み)	平成 26 年 10 月 1 日	○次回基準改定と 2008SNA(概要) ○経済活動別分類、制度部門別分類の改善
第 14 回 (開催済み)	10 月 17 日	○生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充 ・研究・開発(R&D)の資本としての記録 ・兵器システムの資本としての記録 ・非金融資産分類の拡充・細分化
第 15 回	11 月 26 日	○金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 ・雇用者ストックオプションの記録 ・企業年金の年金受給権に係る記録の改善 ・金融資産分類の拡充・細分化 ○一般政府部門に係る記録の改善
第 16 回以降	平成 27 年 1 月~2 月	○答申案 等